

次世代電力ネットワーク研究会 運営要領

2023年5月18日改定

2009年9月1日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会は、次世代電力ネットワーク研究会（英文名：Advanced Power Network Society）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、次世代電力ネットワークに関する調査、研究、情報発信を行い、次世代電力ネットワークの実現と発展に寄与することを目的とする。

(事業年度)

第3条 本研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 組織

(会員)

第4条 会員は、法人会員、個人会員（大学等で教育・研究に従事する者、または会員や事務局の推薦を得た者）及び特別会員（国立研究開発法人）とする。

(役員)

第5条 本研究会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事 若干名

2. 役員は、会員の中から選任し、その任期は就任の日から総会開催日の月末までとする。但し、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 事務局は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所とし、本研究会の運営に関する一切の事務を執り行う。

第3章 運営

(活動)

第7条 本研究会は、主として次世代電力ネットワークに関する次の活動を行う。

- a. 会員に対する情報提供
- b. 会員同士の交流
- c. 社会に対する情報発信
- d. 調査・研究、政府への提言等

(総会)

第8条 総会は、会員及び事務局で構成する。

2. 総会は、原則として事業年度に1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合も開催できる。開催方式は原則、書面およびWeb開催とする。

3. 総会は、次の事項を審議する。

- a. 年間活動計画
- b. 決算報告
- c. 役員の選任
- d. 運営要領等の制定・改廃
- e. その他必要事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事及び事務局で構成する。

2. 幹事会は、幹事又は事務局が必要と認めた場合に開催する。開催方式は原則、書面およびWeb開催とする。

3. 幹事会は、次の事項を審議する。

- a. 活動の企画
- b. 新規入会の諾否
- c. 総会での付議事項等

(会費)

第10条 会員は、本研究会の運営のために、1年度につき次の金額に消費税等を加算した金額を会費として支払う。

- a. 法人会員 400,000 円（但し、一般財団法人エネルギー総合工学研究所の賛助会員の場合は、200,000 円とする。）
- b. 個人会員 4,000 円

2. 年度の途中で入会する場合については、第一四半期入会（6 月末まで）の場合は、前項の金額を支払うこととし、第二四半期以降の場合は、別表 1 にて定める金額を支払うこととする。

3. 会費の支払いは、入会時及び会員継続時とする。

4. 特別会員は会費を免除する。

5. 災害など特別の事情があると認められる場合は、会長の判断により、特例として、会費の支払いを免除することができる。

(入会)

第11条 入会希望する法人及び個人(以下、入会希望者という。)は、次の手続きを経て入会する。

- ① 入会希望者は、所定の入会申込書を事務局に届け出る。
- ② 幹事会において、入会の諾否を決定する。但し、申込みから幹事会開催までの間、会長が入会の諾否を仮決定することができる。
- ③ 入会希望者は、事務局からの承諾通知を得た後、第10条に定める金額を支払う。

(退会)

第12条 会員が退会する場合は、予め本研究会にその旨を書面(Eメールを含む)で通知する。
なお、年度途中で退会した場合、当該年度に支払った会費は返却しない。

第4章 その他

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項が生じた場合は、会長及び事務局で協議して対応を決定する。

別表1 年度途中で入会する場合の会費

入会月	金額(税抜き)		
	法人 (一般)	法人 (賛助会員)	個人
4月～6月	400,000円	200,000円	4,000円
7月～9月	300,000円	150,000円	3,000円
10月～12月	200,000円	100,000円	2,000円
1月～3月	100,000円	50,000円	1,000円